

19歳以上23歳未満の方の 被扶養者認定における 年間収入要件が変わります

令和7年
10月1日
から

令和7年度税制改正大綱において、19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。

これを踏まえ、**19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が130万円未満から150万円未満に引き上がります。**

変更内容

変更後（令和7年10月から）	現行（令和7年9月まで）
年間収入が 150万円未満 であること （月額では 125,000円 未満） （日額では 4,167円 未満）	年間収入が130万円未満であること （月額では108,334円未満） （日額では3,612円未満）

【留意点】収入要件以外の要件については、変更ありません。

対象者

組合員の配偶者を除く、**19歳以上23歳未満の方**

【留意点】学生である必要はありません。

年齢要件の判定

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、所得税法上と同様に**その年の12月31日現在の年齢で判定**します。

18歳 ▼	19歳 ▼	20歳 ▼	21歳 ▼	22歳 ▼	23歳 ▼
N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
130万円	150万円				130万円

【留意点】18歳に到達する年の12月31日まで及び23歳に到達する年の1月1日以降の年間収入要件は130万円となります。



地方職員共済組合